

埋蔵文化財の取り扱いについて

住宅の建設など土木工事等を行う際には、事前に開発箇所が「周知の埋蔵文化財包蔵地」（埋蔵文化財が所在する場所）に該当（有無）するか、確認が必要となります。「周知の埋蔵文化財包蔵地」内での土木工事等を行う場合には、文化財保護法に基づく届け出が必要となります。

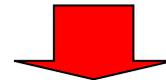
※下記は埋蔵文化財の取り扱いについて、基本的な手続きの流れを示したものです。遺跡の状況や工事内容などによっては手続きが異なる場合があります。

埋蔵文化財（包蔵地）の有無の照会

一宮町教育委員会窓口もしくは電話、FAXにて、該当する場所の住所をお伝えください。
※住居表示のない場所については地図の添付をお願いします。



有(該当)



無(該当しない)

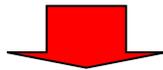
文化財保護法第93条に基づき、届出の提出が必要となります
(着工日の60日前まで)

※書式はHPからダウンロード、もしくは窓口で配布しています。

工事に着手して問題ありません
ただし、工事中に遺跡・遺物等が発見された場合には届出が必要になりますので、一宮町教育委員会までご連絡ください。

○提出書類

- ・埋蔵文化財発掘の届出(93条)
- ・開発行為をする場所の地図
- ・開発行為の内容(個人住宅建設などの場合は浄化槽の位置などがわかる図面)
- ・その他詳細がわかるもの



現地確認・試掘

発掘調査の必要性を判断するため、専門の職員が現地を確認、試掘を行います。確認の結果を受けて、千葉県教育委員会より「発掘調査」「工事立会」「慎重工事」のいずれかを通知します。



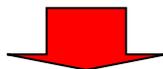
工事立会

工事に着手して問題ありません

慎重工事

工事に着手して問題ありません

※工事中に遺跡・遺物等が発見された場合は一宮町教育委員会までご連絡ください。



発掘調査

工事等によって埋蔵文化財の影響が及ぶと判断された場合、発掘調査が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

【問合せ】

一宮町教育委員会

〒299-4301 千葉県長生郡一宮町一宮 2461

TEL:0475-42-1416 FAX:0475-42-1424

メール: syakai@town.ichinomiya.chiba.jp